

事業者の皆様へ

山形県は、女性の賃金向上のため、若年女性の非正規雇用労働者の所得向上を支援します。

賃金向上推進事業支援金
(賃金アップコース)

事業所内の非正規雇用労働者の所定労働時間1時間あたりの賃金(時給)を30円以上増額改定した場合に支援金を支給します。

支給額 **3万円/人**

(1事業者あたりの支給上限額)

業種	上限額	
製造業	20人まで	60万円
卸売業,小売業、宿泊業,飲食サービス業	10人まで	30万円
その他	5人まで	15万円

対象事業者 山形県内の中小企業等

- 支給の要件
- 令和3年4月1日から令和4年1月31日の間に事業所内の非正規雇用労働者の時給を30円以上増額改定
 - 増額改定後1か月以上継続して雇用
 - 対象事業所が山形労働局管内の雇用保険適用事業所

- 対象労働者
- 40歳未満の女性非正規雇用労働者
 - 山形県内に住所がある
 - 事業者、事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族でない

※国の「業務改善助成金」との併給はできません

申請期限 **令和4年3月7日(月) 必着**

(提出書類)

- *山形県賃金向上推進事業支援金(賃金アップコース)支給申請書(様式第1号)
- *支給対象女性労働者の内訳(様式第1-1)
- *雇用変更通知書又はそれに準ずる書類の写し
- *出勤簿(タイムカード等)及び賃金台帳(明細書等)の写し
- *賃金増額確認書(様式第2号)
- *山形労働局管内の雇用保険適用事業所であることを証する書類(雇用保険適用事業所設置届等)の写し
- *誓約書(様式第3号)



<お問合せ先>

詳しくは県ホームページ

山形県 賃金向上推進事業

検索

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 雇用・コロナ失業対策課

電話 023-630-3245

FAX 023-630-2376